秋田県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二一〇円	二六〇円	広島県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円
山形県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円	山口県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円
福島県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円	徳島県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円
茨城県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円	香川県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二二〇円	二六〇円
栃木県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円	愛媛県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
群馬県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二二〇円	二六〇円	高知県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円
埼玉県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円	福岡県	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二五〇円
千葉県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円	佐賀県	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二五〇円
東京都	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円	長崎県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
神奈川県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円	熊本県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円
新潟県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円	大分県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
富山県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円	宮崎県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二二〇円	二六〇円
石川県	二〇、四〇〇円	六八〇円	一七〇円	二三〇円	二八〇円	鹿児島県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
福井県	二〇、四〇〇円	六八〇円	一七〇円	二三〇円	二八〇円	沖縄県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円
山梨県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円						
長野県	一八、六〇〇円	六二〇円	一六〇円	二一〇円	二四〇円						
岐阜県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二一〇円	二六〇円						
静岡県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円						
愛知県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円						
三重県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円						
滋賀県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円						
京都府	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円						
大阪府	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円						
兵庫県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円						
奈良県	一八、六〇〇円	六二〇円	一六〇円	二一〇円	二四〇円						
和歌山県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円						
鳥取県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円						
島根県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円						
岡山県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円						

○農林水産省告示第二百八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25594号

2　品種登録の年月日　平成29年2月6日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Fragaria L.

4　登録品種の名称　さらび香

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

静岡県

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

7　出願公表の年月日　平成27年1月19日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木古賀字屋日津九〇六の一、九〇六の二、九〇七から九〇九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）